

長野県特別職報酬等審議会資料 1

30. 5. 9

給料（報酬）月額、退職手当の支給基準について

（ページ）

1	副知事の給料月額と一般行政職の給料表の最高号俸の額との比較	1
2	知事の1任期（4年間）の総収入の全国状況	2
3	副知事の1任期（4年間）の総収入の全国状況	4
4	財政力指数について	6
5	財政力指数Cグループの各県との比較	7

退職手当の支給方法について

1	特別職の退職手当の支給方法の全国状況	8
2	特別職の退職手当の支給方法について改正を行った各県の状況	9
3	退職所得に係る課税の見直し（H25.1）	11

副知事の給料月額と一般行政職の給料表の最高号俸の額との比較

給料月額

(平成30年4月1日現在)

副知事 (A)	一般行政職 (B)	(A) - (B)
985,000 円	536,800 円	448,200 円

知事の1任期(4年間)の総収入の全国状況

平成30年4月1日現在の給料月額等の数値に基づき1任期(4年間)の総収入を試算した。

(単位:万円)

区分 都道府県	給料 (月額)	地域手当 (月額)	小計		期末手当		年収		退職手当		任期の総収入	
			順位	順位	(年額)	順位	順位	順位	順位	順位		
北海道	138.0	0.0	138.0	11	660.3	12	2,316.3	11	3,265.6	34	12,530.8	15
青森県	126.0	0.0	126.0	32	575.5	38	2,087.5	35	3,326.4	31	11,676.4	36
岩手県	123.0	0.0	123.0	41	579.7	37	2,055.7	38	3,837.6	12	12,060.4	23
宮城県	131.0	5.9	136.9	12	650.2	13	2,292.9	12	3,961.4	9	13,133.2	9
秋田県	121.0	0.0	121.0	45	543.9	41	1,995.9	42	4,065.6	3	12,049.2	24
山形県	122.6	0.0	122.6	43	568.9	39	2,040.1	40	3,118.9	39	11,279.2	41
福島県	132.0	0.0	132.0	17	622.1	19	2,206.1	18	3,396.1	28	12,220.3	20
茨城県	134.0	0.0	134.0	13	641.2	14	2,249.2	14	3,601.9	19	12,598.7	14
栃木県	129.0	0.0	129.0	24	617.3	24	2,165.3	24	3,715.2	15	12,376.4	19
群馬県	131.0	0.0	131.0	19	626.8	17	2,198.8	19	3,584.2	20	12,379.5	18
埼玉県	142.0	0.0	142.0	9	679.5	9	2,383.5	8	4,089.6	2	13,623.6	6
千葉県	139.0	12.8	151.8	4	801.4	2	2,622.9	3	4,003.2	7	14,494.6	3
東京都	145.6	29.1	174.7	1	836.6	1	2,933.3	1	3,494.4	25	15,227.4	1
神奈川県	145.0	17.3	162.3	2	738.2	3	2,685.3	2	4,176.0	1	14,917.0	2
新潟県	126.6	0.0	126.6	30	605.8	29	2,125.0	30	3,706.8	16	12,206.8	22
富山県	130.0	3.9	133.9	15	622.1	19	2,228.9	15	4,056.0	5	12,971.4	10
石川県	130.0	0.0	130.0	21	622.1	19	2,182.1	21	3,120.0	37	11,848.2	31
福井県	130.0	0.0	130.0	21	622.1	19	2,182.1	21	3,744.0	13	12,472.2	16
山梨県	125.0	0.0	125.0	34	598.1	34	2,098.1	34	3,012.0	42	11,404.5	40
長野県	127.8	0.0	127.8	28	611.5	27	2,145.1	28	3,373.9	29	11,954.3	26
岐阜県	134.0	0.0	134.0	13	683.4	8	2,291.4	13	3,730.6	14	12,896.2	11
静岡県	130.1	0.0	130.1	20	622.5	18	2,183.7	20	4,059.1	4	12,794.0	13
愛知県	135.4	14.2	149.6	5	704.2	5	2,499.6	5	3,704.5	17	13,703.0	5
三重県	128.0	0.0	128.0	27	612.5	26	2,148.5	27	3,625.0	18	12,219.0	21
滋賀県	125.0	0.0	125.0	34	598.2	33	2,098.2	33	3,540.0	23	11,932.8	28
京都府	129.2	12.1	141.3	10	666.3	11	2,362.5	10	3,845.0	11	13,294.8	8
大阪府	152.0	0.0	152.0	3	702.2	6	2,526.2	4	0.0	47	10,105.0	47
兵庫県	134.0	12.6	146.6	7	691.1	7	2,450.2	7	4,052.2	6	13,853.0	4
奈良県	121.4	4.9	126.3	31	600.1	32	2,115.2	31	3,548.8	22	12,009.5	25
和歌山県	121.0	6.1	127.1	29	602.9	30	2,127.5	29	3,426.7	27	11,936.7	27
鳥取県	115.1	0.0	115.1	47	448.9	47	1,830.1	47	3,314.9	32	10,635.5	46
島根県	124.0	0.0	124.0	36	566.4	40	2,054.4	39	2,940.3	45	11,157.9	42
岡山県	129.0	3.9	132.9	16	632.6	15	2,227.0	16	3,529.4	24	12,437.6	17
広島県	138.9	10.1	149.0	6	704.8	4	2,493.3	6	3,560.3	21	13,533.3	7
山口県	129.0	0.0	129.0	24	607.9	28	2,155.9	26	3,096.0	40	11,719.7	35
徳島県	130.0	0.0	130.0	21	622.1	19	2,182.1	21	3,120.0	37	11,848.2	31
香川県	128.5	0.0	128.5	26	614.9	25	2,156.9	25	2,979.1	43	11,606.7	37
愛媛県	132.0	0.0	132.0	17	631.7	16	2,215.7	17	3,047.6	41	11,910.4	29
高知県	122.0	0.0	122.0	44	539.5	42	2,003.5	41	2,810.9	46	10,825.1	44
福岡県	135.0	7.3	142.3	8	674.8	10	2,382.3	9	3,363.1	30	12,892.4	12
佐賀県	119.0	0.0	119.0	46	510.5	43	1,938.5	45	3,141.6	36	10,895.6	43
長崎県	126.0	0.0	126.0	32	602.9	30	2,114.9	32	3,145.0	35	11,604.6	39
熊本県	124.0	0.0	124.0	36	593.3	35	2,081.3	36	3,452.2	26	11,777.5	34
大分県	124.0	0.0	124.0	36	593.3	36	2,081.3	37	3,279.6	33	11,604.8	38
宮崎県	124.0	0.0	124.0	36	491.0	44	1,979.0	43	3,868.8	10	11,785.0	33
鹿児島県	124.0	0.0	124.0	36	491.0	44	1,979.0	43	3,968.0	8	11,884.2	30
沖縄県	123.0	0.0	123.0	41	457.6	46	1,933.6	46	2,952.0	44	10,686.2	45
平均	129.5	3.0	132.5		618.9		2,208.6		3,441.5		12,276.0	

※退職手当は48月で計算

※地域手当は、地域間の民間賃金水準等の差を踏まえて、概ね大都市等の職員に支給される手当

知事の1任期(4年間)の総収入の全国状況



副知事の1任期(4年間)の総収入の全国状況

平成30年4月1日現在の給料月額等の数値に基づき1任期(4年間)の総収入を試算した。

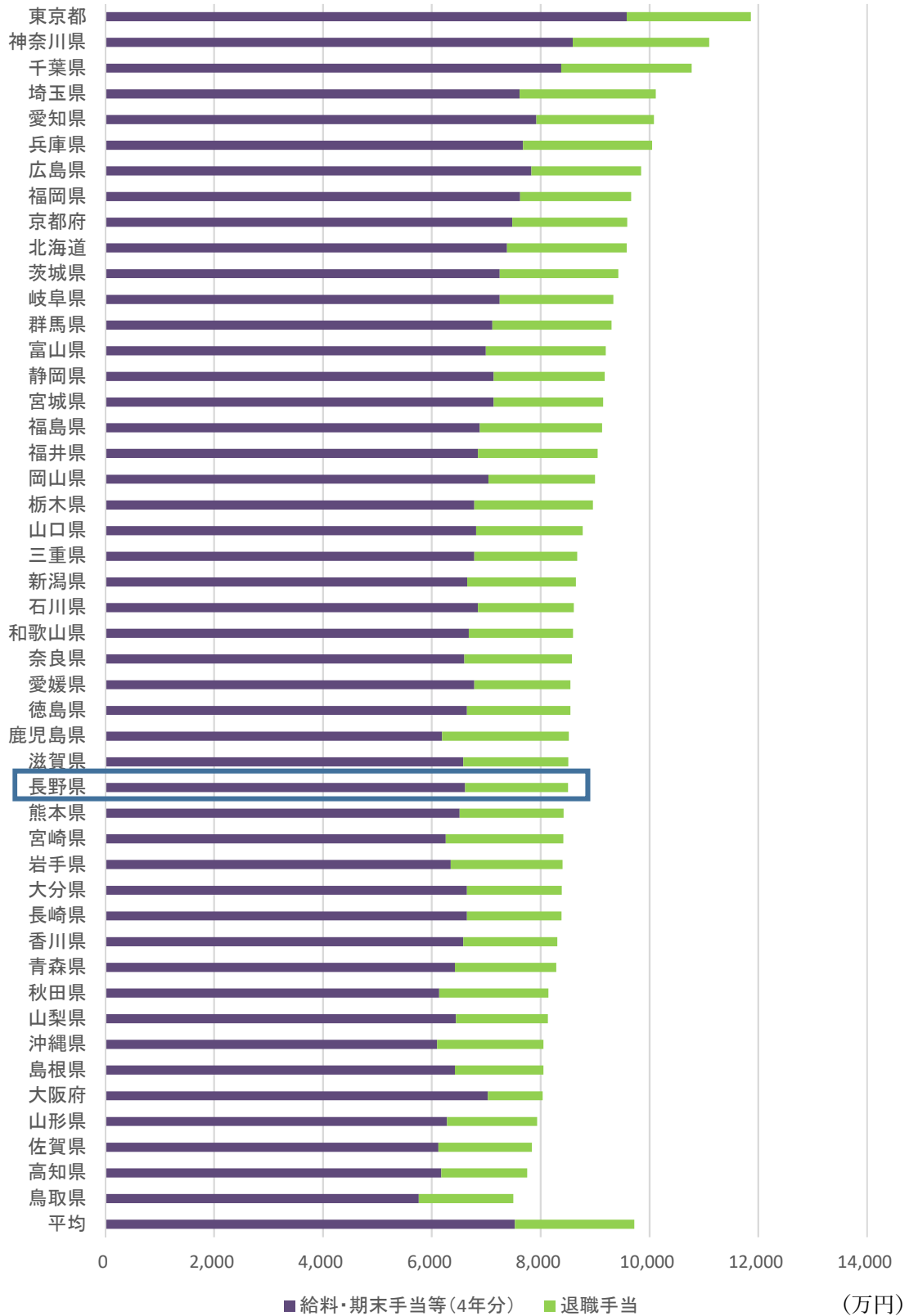
(単位:万円)

区分 都道府県	給料 (月額)	地域手当 (月額)	小計		期末手当		年収		退職手当		任期の総収入	
				順位	(年額)	順位		順位		順位		順位
北海道	110.0	0.0	110.0	10	526.4	11	1,846.4	10	2,196.5	10	9,582.1	10
青森県	97.0	0.0	97.0	36	443.0	38	1,607.0	37	1,862.4	35	8,290.4	38
岩手県	95.0	0.0	95.0	42	447.7	37	1,587.7	39	2,052.0	18	8,402.8	34
宮城県	102.0	4.6	106.6	12	506.2	15	1,785.3	13	2,007.4	23	9,148.5	16
秋田県	93.0	0.0	93.0	46	418.0	41	1,534.0	44	2,008.8	22	8,144.8	39
山形県	94.4	0.0	94.4	43	438.0	40	1,570.8	40	1,653.9	44	7,937.2	44
福島県	103.0	0.0	103.0	19	485.4	21	1,721.4	19	2,244.6	7	9,130.1	17
茨城県	108.0	0.0	108.0	11	516.8	12	1,812.8	11	2,177.3	13	9,428.4	11
栃木県	101.0	0.0	101.0	23	483.3	22	1,695.3	23	2,181.6	12	8,962.8	20
群馬県	106.0	0.0	106.0	14	507.2	14	1,779.2	15	2,187.8	11	9,304.6	13
埼玉県	113.4	0.0	113.4	8	542.6	6	1,903.4	8	2,503.9	2	10,117.5	4
千葉県	111.0	10.2	121.2	3	640.0	2	2,094.5	3	2,397.6	3	10,775.8	3
東京都	118.9	23.8	142.7	1	683.2	1	2,395.4	1	2,282.9	6	11,864.3	1
神奈川県	116.0	13.8	129.8	2	590.6	3	2,148.2	2	2,505.6	1	11,098.6	2
新潟県	99.1	0.0	99.1	27	474.2	26	1,663.4	27	1,997.9	24	8,651.4	23
富山県	102.0	3.1	105.1	16	488.1	18	1,748.8	18	2,203.2	8	9,198.4	14
石川県	102.0	0.0	102.0	20	488.1	18	1,712.1	20	1,762.6	37	8,610.8	24
福井県	102.0	0.0	102.0	20	488.1	18	1,712.1	20	2,203.2	8	9,051.5	18
山梨県	96.0	0.0	96.0	41	459.4	36	1,611.4	36	1,691.1	43	8,136.6	40
長野県	98.5	0.0	98.5	31	471.3	31	1,653.3	31	1,891.2	33	8,504.4	31
岐阜県	106.0	0.0	106.0	14	540.6	8	1,812.6	12	2,086.1	17	9,336.5	12
静岡県	106.3	0.0	106.3	13	508.6	13	1,784.2	14	2,041.0	20	9,177.9	15
愛知県	107.3	11.3	118.6	4	558.0	4	1,980.8	4	2,163.2	15	10,086.4	5
三重県	101.0	0.0	101.0	23	483.3	22	1,695.3	23	1,890.7	34	8,671.9	22
滋賀県	98.0	0.0	98.0	33	469.0	32	1,645.0	33	1,928.6	29	8,508.6	30
京都府	102.3	9.6	111.9	9	527.6	10	1,870.6	9	2,111.5	16	9,593.8	9
大阪府	105.0	0.0	105.0	18	497.7	17	1,757.7	17	1,008.0	47	8,038.8	43
兵庫県	105.0	9.9	114.9	6	541.5	7	1,920.0	6	2,368.8	4	10,048.6	6
奈良県	94.7	3.8	98.5	32	468.1	34	1,650.0	32	1,977.3	25	8,577.2	26
和歌山県	95.0	4.8	99.8	26	473.3	30	1,670.3	26	1,915.2	30	8,596.4	25
鳥取県	90.6	0.0	90.6	47	353.4	47	1,440.6	47	1,739.5	39	7,501.9	47
島根県	97.0	0.0	97.0	36	443.0	38	1,607.0	37	1,624.9	45	8,052.9	42
岡山県	102.0	3.1	105.1	16	500.2	16	1,760.9	16	1,958.4	26	9,002.1	19
広島県	109.1	8.0	117.1	5	553.6	5	1,958.4	5	2,016.2	21	9,849.6	7
山口県	102.0	0.0	102.0	20	480.7	25	1,704.7	22	1,958.4	26	8,777.1	21
徳島県	99.0	0.0	99.0	28	473.7	27	1,661.7	28	1,900.8	32	8,547.7	28
香川県	98.0	0.0	98.0	33	468.9	33	1,644.9	34	1,726.4	41	8,306.0	37
愛媛県	101.0	0.0	101.0	23	483.3	22	1,695.3	23	1,769.5	36	8,550.7	27
高知県	94.0	0.0	94.0	44	415.7	42	1,543.7	43	1,579.2	46	7,754.1	46
福岡県	108.0	5.8	113.8	7	539.9	9	1,905.9	7	2,042.5	19	9,665.9	8
佐賀県	94.0	0.0	94.0	44	403.3	43	1,531.3	45	1,714.6	42	7,839.6	45
長崎県	99.0	0.0	99.0	28	473.7	28	1,661.7	29	1,739.2	40	8,386.0	36
熊本県	97.0	0.0	97.0	36	464.1	35	1,628.1	35	1,909.0	31	8,421.5	32
大分県	99.0	0.0	99.0	28	473.7	28	1,661.7	29	1,744.0	38	8,390.8	35
宮崎県	98.0	0.0	98.0	33	388.1	44	1,564.1	41	2,163.8	14	8,420.2	33
鹿児島県	97.0	0.0	97.0	36	384.1	45	1,548.1	42	2,328.0	5	8,520.5	29
沖縄県	97.0	0.0	97.0	36	360.8	46	1,524.8	46	1,955.5	28	8,054.9	41
平均	101.5	2.4	103.9		485.6		1,732.2		1,986.6		8,915.3	

※退職手当は48月で計算

※地域手当は、地域間の民間賃金水準等の差を踏まえて、概ね大都市等の職員に支給される手当

副知事の1任期(4年間)の総収入の全国状況



財政力指数について

財政力指数 = 基準財政収入額 * 1 / 基準財政需要額 * 2 の過去 3 か年平均

* 1 基準財政収入額：標準的な地方税収

* 2 基準財政需要額：行政事務の必要経費

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数であり、標準的な行政事務に必要な財源を、どの程度自らの税収でまかなえるかを表したものの。数字が大きいほど、財政力が強いといえる。指数が 1 以下の地方公共団体には、地方交付税が交付される。

東京都を除く道府県は財政力指数ごとに、指数が高いほうから、A グループから E グループまでに分けられており、長野県は C グループ (0.400~0.500 未満)に含まれている。

グループ	財政力指数 (平成 26 年度~平成 28 年度)	所属団体	団体数
A	1.000 以上	該当なし	—
B	B1 0.700~1.000 未満	愛知県、神奈川県、千葉県、 埼玉県、大阪府、静岡県	6
	B2 0.500~0.700 未満	栃木県、茨城県、福岡県、 兵庫県、群馬県、宮城県、 広島県、三重県、京都府、 滋賀県、岐阜県、福島県、 岡山県	13
C	0.400~0.500 未満	<u>長野県</u> 、石川県、香川県、 富山県、新潟県、山口県、 北海道、愛媛県、奈良県	9
D	0.300~0.400 未満	熊本県、山梨県、福井県、 大分県、岩手県、山形県、 佐賀県、青森県、鹿児島県、 宮崎県、沖縄県、徳島県、 和歌山県、長崎県、秋田県	15
E	0.300 未満	鳥取県、高知県、島根県	3
F	1.10133	東京都	1

【参考：総務省ホームページ】

財政力指数Cグループの各県との比較

給料・報酬月額（H30.4.1現在）

（単位：万円）

	財政力指数	知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
石 川	0.48499	130.0	102.0	91.0	86.0	78.0
香 川	0.47572	128.5	98.0	94.0	85.0	80.0
富 山	0.46651	130.0	102.0	91.0	86.0	78.0
新 潟	0.45107	126.6	99.1	98.1	85.8	78.6
山 口	0.44031	129.0	102.0	98.0	88.0	84.0
北海道	0.43523	138.0	110.0	116.0	104.0	90.0
愛 媛	0.42524	132.0	101.0	97.0	87.0	82.0
奈 良	0.42074	121.4	94.7	96.5	84.3	77.8
平 均	—	129.4	101.1	97.7	88.3	81.1
長 野	0.49610	127.8	98.5	98.5	86.1	80.4
平均との差		▲ 1.6	▲ 2.6	0.8	▲ 2.2	▲ 0.6

退職手当（H30.4.1現在）

	財政力指数	知 事		副知事	
		金額（万円）	支給割合(%)	金額（万円）	支給割合(%)
石 川	0.48499	3,120	50	1,763	36
香 川	0.47572	2,979	48.3	1,726	36.7
富 山	0.46651	4,056	65	2,203	45
新 潟	0.45107	3,707	61	1,998	42
山 口	0.44031	3,096	50	1,958	40
北海道	0.43523	3,266	49.3	2,197	41.6
愛 媛	0.42524	3,048	48.1	1,770	36.5
奈 良	0.42074	3,549	60.9	1,977	43.5
平 均	—	3,353	54.1	1,949	40.2
長 野	0.49610	3,374	55	1,891	40
平均との差		21.4	0.9	▲ 58.0	▲ 0.2

特別職の退職手当の支給方法の全国状況

平成30年4月1日時点

		任期毎	最終退職日	備考	改正日
1	北海道	○			
2	青森県		原則	申出により任期毎可	H30.4.1
3	岩手県	○			
4	宮城県		原則	申出により任期毎可	H25.12.20
5	秋田県	○			
6	山形県	○			
7	福島県	原則		申出により通算可	H26.7.1
8	茨城県	○			
9	栃木県	原則		申出により通算可	H29.1.1
10	群馬県	○			
11	埼玉県	○			
12	千葉県	○			
13	東京都	○			
14	神奈川県	○			
15	新潟県	○			
16	富山県	○			
17	石川県	○			
18	福井県		原則	申出により任期毎可	H26.12.25
19	山梨県	○			
20	長野県	○			
21	岐阜県	○			
22	静岡県	○			
23	愛知県	○			
24	三重県	○			
25	滋賀県	○			
26	京都府		原則	申出により任期毎可	H26.4.1
27	大阪府				
28	兵庫県		原則	申出により任期毎可	H25.4.1
29	奈良県	○			
30	和歌山県	○			
31	鳥取県		原則	申出により任期毎可	H26.3.25
32	島根県	○			
33	岡山県	○			
34	広島県	○			
35	山口県		原則	申出により任期毎可	H29.3.21
36	徳島県	○			
37	香川県	○			
38	愛媛県	○			
39	高知県	○			
40	福岡県	○			
41	佐賀県		原則	申出により任期毎可	H28.3.25
42	長崎県	○			
43	熊本県	○			
44	大分県	○			
45	宮崎県	○			
46	鹿児島県	○			
47	沖縄県	○			
合 計		○36、原則2	原則8		10府県

・○印は任期毎のみの場合

・申出は口頭確認等を含む

特別職の退職手当の支給方法について改正を行った各県の状況

(平成30年4月1日現在)

	改正日	支給時期			改正の理由	改正後の知事再選	手当支給
		任期毎	最終退職日	備考			
兵庫県	H25.4.1		原則	申出により任期毎可	報酬審の意見を踏まえて、退職時の支給に加え任期毎の支給も可能とした。 ○参考：審議会委員の主な発言 ・一般的な退職手当と同様に退職時の支給が適当。 ・1期目の経験や知識を2期目や3期目に生かすことを考慮し通算して支給することが適当。 ・任期のある職に対する退職手当は任期毎に支給すべき。 ・任期毎の支給か、退職時の支給か本人が選択できる制度を設けてはどうか。	25.9 29.9	25:通算 29:支払(2期分)
宮城県	H25.12.20		原則	申出により任期毎可	退職手当は、一般的に職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が中心であるとされており、このため、退職手当の支給について、一般職は最終退職時に支給され、また民間も最終的に職を辞する場合に支給されることが通常の仕組みである。これらから特別職についても退職手当の本来の趣旨や、一般職、民間の扱いとの均衡を図る目的で、最終退職時の支給を原則とすることとした。 ただし、それまで行ってきた「任期毎の支給」についても、他自治体の多くで採用している方法であることなどから、本人が申し出た場合は、「任期毎の支給」も可能としたもの。	29.11	通算
鳥取県	H26.3.25		原則	申出により任期毎可		27.4	通算
京都府	H26.4.1		原則	申出により任期毎可	退職手当は本来最終の退職時に支給するものであること、財政状況を考慮して、支給時期を選択できる余地を残すことが適当であること等を踏まえて、任期を通算して支給するものとし、ただし、任期ごとに支給することもできるように規定するもの。	26.4	通算
福島県	H26.7.1	原則		申出により通算可	特別職が引き続き同一の職となった場合において、本人の申し出により、通算を可能とすることとした。	なし	—
福井県	H26.12.25		原則	申出により任期毎可		27.4	通算

	改正日	支給時期			改正の理由	改正後の知事再選	手当支給
		任期毎	最終退職日	備考			
佐賀県	H28.3.25		原則	申出により任期毎可	退職手当の支給方法は、佐賀県知事等の退職手当に関する条例第2条第1項において、「退職した場合に支給する」ことを基本としている。第2項の例外規定においてもこのことを明確化するため「任期ごとに行うことができる」と規定し、原則は退職した場合に支給し、例外として任期ごとにも支給を選択できることとした。	なし	—
栃木県	H29.1.1	原則		申出により通算可	原則、任期ごとの支払いを前提としつつ、知事又は副知事について、同一の職に再任された場合には、最終的な勤続の報償として支払うことができることとした。	なし	—
山口県	H29.3.21		原則	申出により任期毎可	退職手当について、その勤続報償的な性格に鑑み、また、現下の厳しい財政状況の中で、今後、中期的な行財政構造改革に取り組んでいく必要があることから、任期ごとに支給する方法に加え、再選又は再任の場合においては、各任期分を合算して支給する方法も選択できるよう措置することが適当であると考えたため。	30.2	通算
青森県	H30.4.1		原則	申出により任期毎可	本県では任期単位方式としていたが、 ① 退職とは、職員たる身分を引き、職を離れる場合をいうものとされており、一般的には、最終の任期の終了時が退職に該当すると考えられること ② 他県においては、多数の団体が任期単位方式としているが、近年、任期通算方式を基本とし、任期単位方式を選択できる制度とする団体が増えている(7団体)ことから、本県においても、任期通算・任期単位選択支給方式とすることとした。	なし	—

退職所得に係る課税の見直し(H25.1)

勤続5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止された。

改正前

$$\text{退職所得に係る税額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$$



改正後

$$\text{退職所得に係る税額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$$